

◎新潟県告示第356号

押印を求める手続の見直し等のための関係告示の一部を改正する規程を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

押印を求める手続の見直し等のための関係告示の一部を改正する規程
(新潟県基準点測量成果の写の保管等に関する規程の一部改正)

第1条 新潟県基準点測量成果の写の保管等に関する規程(昭和33年10月新潟県告示第1420号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「押印する」を「記名する」に改める。

第11条第2項中「押印する」を「記名する」に改める。

別表第1中「㊦」を削り、

許可印 認 印	記 事
------------	--------

を

記 事

に改める。

別表第2中

閲覧者 借用印	返 納 受領印
------------	------------

 を

閲覧者 借用確認	返納 受領確認
-------------	------------

 に改める。

(新潟県新潟港廃油処理規程等の一部改正)

第2条 次に掲げる告示の規定中「㊦」を削る。

(1) 新潟県新潟港廃油処理規程(昭和47年10月新潟県告示第1398号)別記様式

(2) 新潟県指定金融機関等事務取扱規程(昭和57年3月新潟県告示第1006号)別記第3号様式から別記第5号様式の2まで、別記第8号様式から別記第10号様式まで、別記第11号様式から別記第13号様式の2まで、別記第16号様式及び別記第19号様式から別記第28号様式まで

(新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程の一部改正)

第3条 新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程(昭和48年2月新潟県告示第239号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式(その1)及び別記第4号様式(その2)中「㊦」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊦」を削る。

(新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱等の一部改正)

第4条 次に掲げる告示の規定中「㊦」を削る。

(1) 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱(昭和60年3月新潟県告示第999号)別記第1号様式から別記第8号様式まで

(2) 新潟県トリクロロエチレン等環境汚染防止対策要綱(平成2年8月新潟県告示第2227号)別記第1号様式から別記第6号様式まで

附 則

- 1 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。